

株式会社千代田（添付①）

<介護支援 取組期間>

平成 30 年 7 月 1 日～平成 33 年 6 月 30 日

<介護支援の取組>

・介護が必要になった社員には、総務部と介護状況を共有します。本人の同意の元、介護状況を全社員に周知します。それにより、介護者を全員が理解、協力する環境を作ります。支店、部署を超えて介護支援者が安心して介護が出来る取組みを行います。

<介護支援の取組み内容>

・介護者には、1 日と半日単位で取得。
・個別の介護状況に合わせて、時短勤務や急なお休みがいつでも可能になるよう、支店や部署を超えて仕事を共有。
・通常業務を社内ネットワーク上で「見える化」「共有化」を全て“文字化”を徹底。
・日常的に「誰でも出来る化」仕組みを構築。常に仕事のジョブローテーションを行うことにより、急なお休みや介護休暇でもすぐに他が対応できる体制づくりを目指している。

<介護相談窓口開設>

・介護福祉専門家の「社会福祉法人 名古屋ライトハウス」様に相談窓口を開設。
社会福祉士による、介護の専門家に介護相談を行える体制で、不安や心配を軽減できる外部協力を頂く。